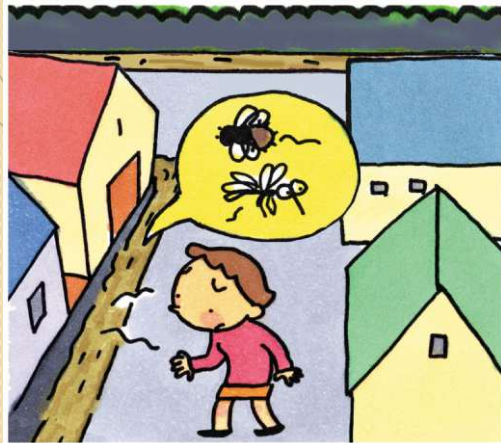




# 下水道事業受益者負担金 説明資料

東松山市上下水道部  
上下水道経営課

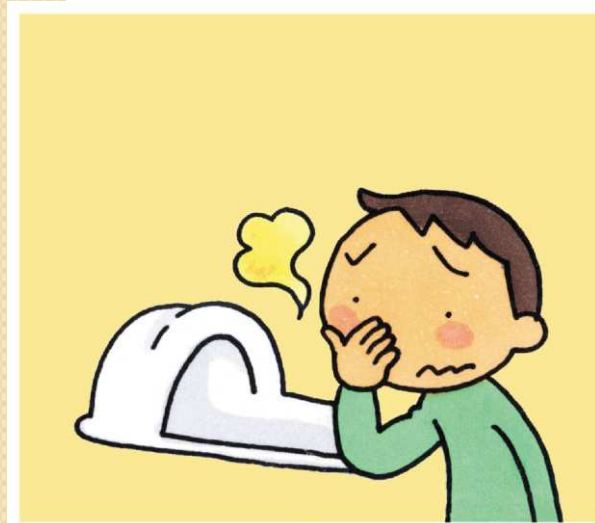
# 下水道のはたらき



街をきれいにする

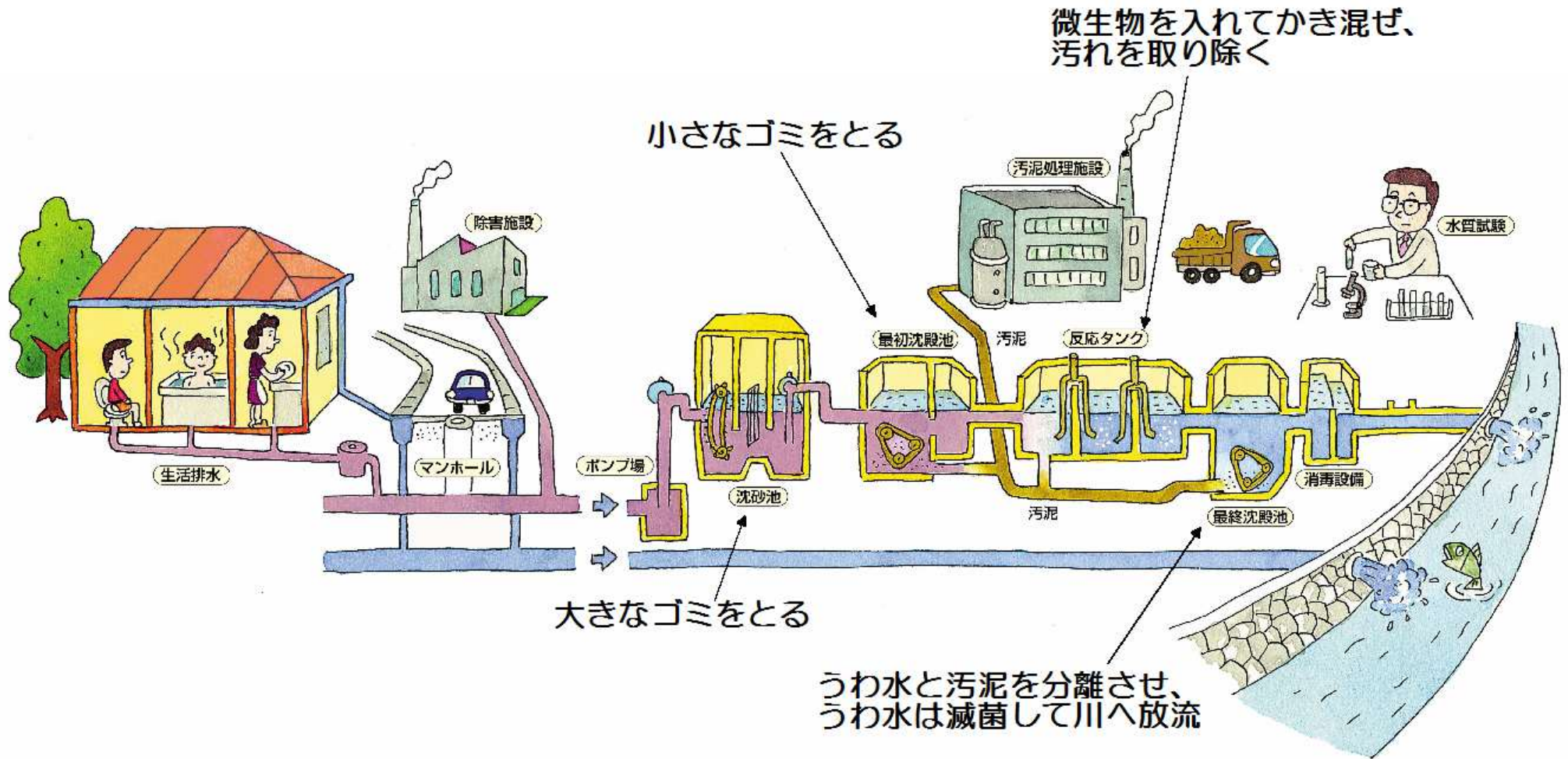


きれいな水辺をつくる



トイレの水洗化と  
生活排水の処理

# 下水道のしくみ



# 下水道事業受益者負担金制度とは①

道路や公園

→不特定多数の人が利用する（税金）



下水道の施設

→利用できる地域の人が限られている  
（受益者負担金）

# 下水道事業受益者負担金制度とは②

下水道が整備されることにより、  
利益を受ける受益者に建設費の一部  
をご負担いただく制度です。

※受益者負担金はその土地について、一度限りのご負担となります。

～都市計画法第75条第1項（根拠法令）～

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

# 受益者とは

○区域内に土地を所有している方

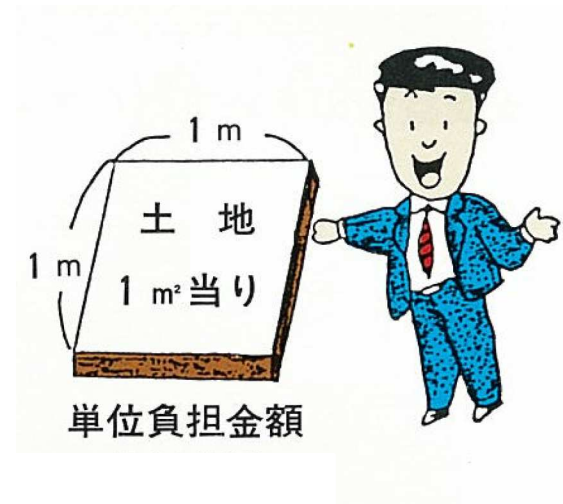
○賃借権等の権利を有している方

# 負担金の対象となる土地

区域内にある宅地、田、畑、山林、私道等すべての土地が対象

※下水道を『使用している・していない』にかかわらず、また『家屋がある・ない』にかかわらず、負担金の対象となります。

# 受益者負担金額は



$$1\text{ m}^2\text{あたりの単位負担金額} \times \text{面積 m}^2$$

※負担区ごとに決定する単位負担金額に受益者が権利を有する土地の面積を乗じて得た額が負担金額となります。

# 納付方法

## ○ 分割納付

※負担金の総額を5年（1年4期、延べ20回）に分けて納付していただく方法です。

## ○ 一括納付

一括納付報奨金制度  
があります！

### ▪ 5年一括分

※負担金の総額を一括して納付

### ▪ 1年一括分

※負担金の当該年度1年分を一括して納付

# 一括納付報奨金制度

第1期の納期限までに一括納付したときは、その年数に応じ報奨金制度を利用できます。

一括納付した年数	報奨率
1年分	2パーセント
2年分（残期完納）	4パーセント
3年分（残期完納）	6パーセント
4年分（残期完納）	8パーセント
5年分（残期完納）	10パーセント

# このようなときには申請を・・・①

○受益者が変更する場合

○徴収猶予

○減免



# このようなときには申請を・・・②

## ○受益者が変更する場合

売買、相続、譲渡などにより、受益者が変更になる場合は、変更の手続きが必要になるため、市にご連絡ください。

なお、変更の手続きがない場合は、当初の受益者に納付書等が送付されます。

# このようなときには申請を・・・③

## ○徴収猶予

受益者が災害や不慮の事故等により、負担金を納付することが困難である場合に、納付期日を一定期間延期する制度です。

この制度が適用されるのは、災害等により、所有する固定資産に損害を受けた場合や生活保護を受けている場合です。

# このようなときには申請を・・・④

## ○減免

土地の利用状況や、受益者の状況により負担金を減額または免除する制度です。

この制度が適用されるのは、公共施設、社会福祉施設、幼稚園、保育所、墓地、地区集会所や生活保護を受けている方などです。



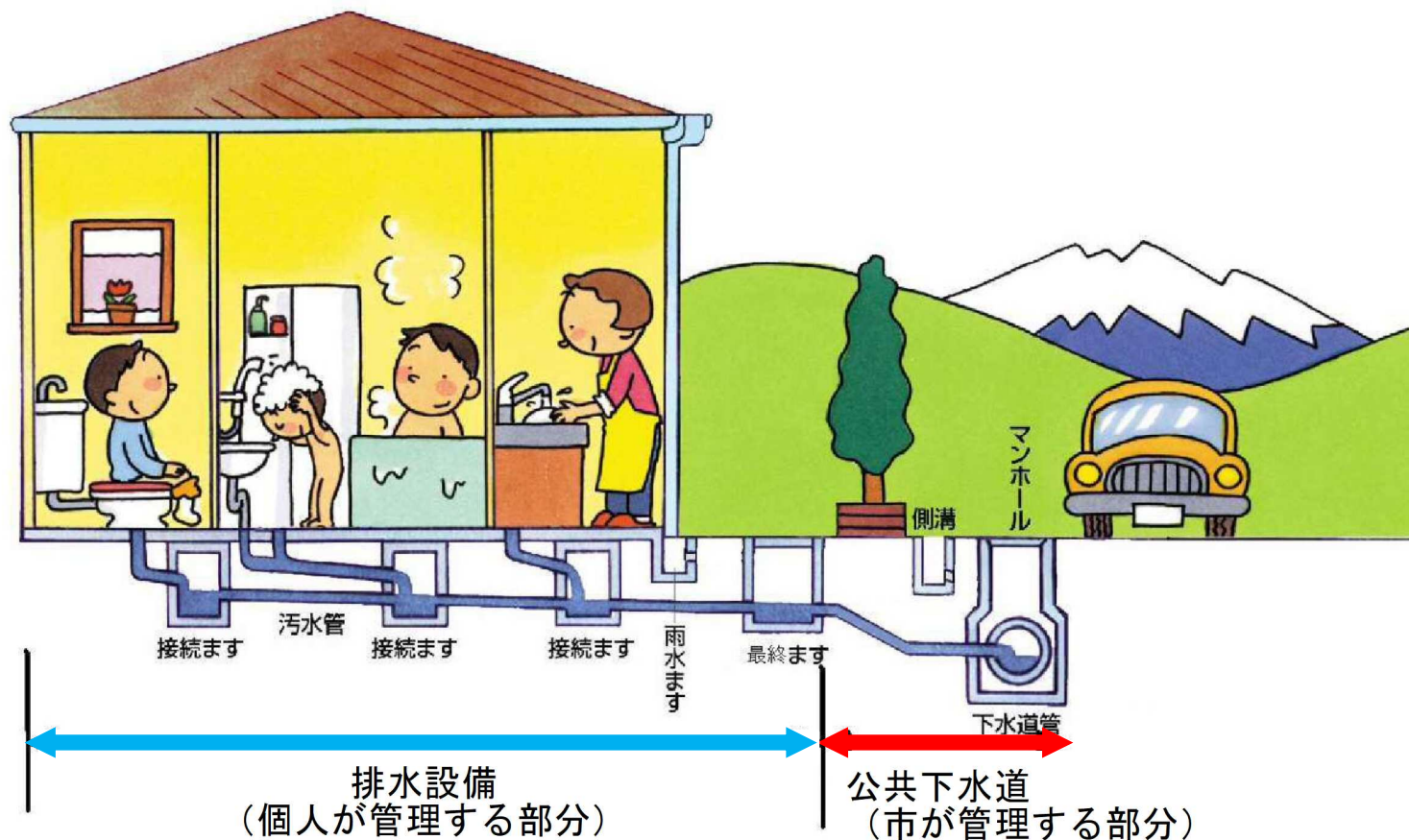
# 排水設備とは

排水設備とは、台所、風呂、トイレ等から排出される汚水を公共下水道に直接流すための排水施設



排水設備を設置すると浄化槽を使用しなくなるため、浄化槽の維持管理、浄化槽及びブローアーの更新等を行う必要がなくなる

# 排水設備（設置例）



公共下水道が整備されたら、浄化槽から排水設備への切替工事を随時実施するようお願いします。

また、浄化槽の更新時や故障時には、必ず切替工事を実施してください。

# 下水道へ切り替える場合の費用

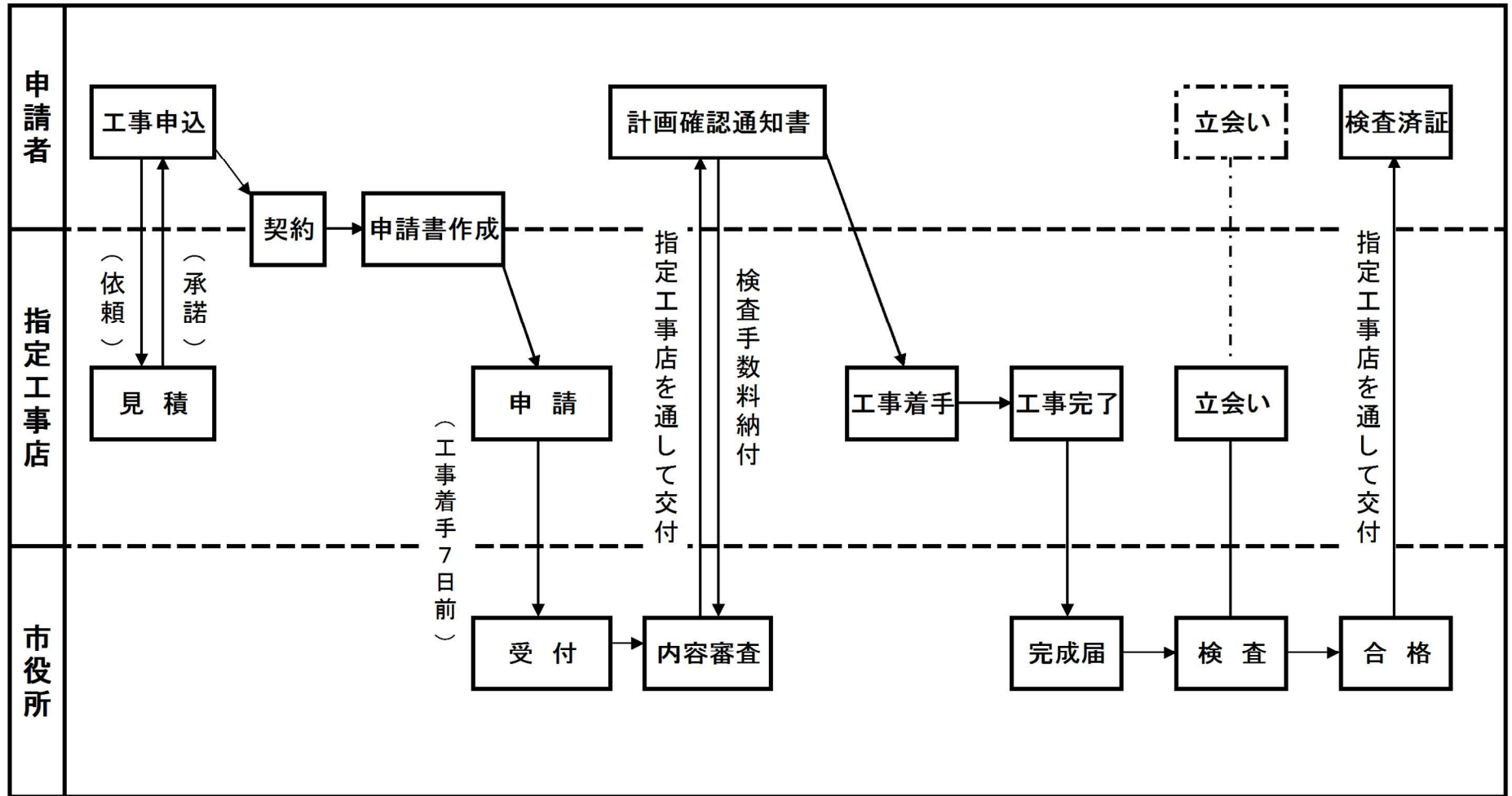
- 下水道へ切り替える場合にかかる費用
  - 排水設備工事費（初期費用）
  - 下水道使用料

## 排水設備工事費（下水道への接続）

市で工事した公共下水道が使用できるようになると、台所、風呂、トイレ等からの汚水は、全て下水道管へ接続していただくこととなり、そのための配管工事（排水設備工事）の費用が発生します。

※不要となる浄化槽は撤去していただきます。

# 排水設備工事の手順



※排水設備工事は必ず市指定の工事店をご利用ください。  
工事店については、市ホームページでご覧いただけます。

# 下水道使用料①

下水道が完成し、排水設備工事が終了して使用を開始しますと、水道の使用量に応じて、下水道使用料を納めていただきます。

井戸を使用している場合は、その水量や使用人数に基づき下水道使用料を計算します。

# 下水道使用料②

料金体系(令和8年1月1日以降)

2ヶ月に1回の検針の場合

(税抜)

基本料金		超過料金(1m <sup>3</sup> あたり)				
汚水量	料金	汚水量			料金	
20m <sup>3</sup>	2,120円	21	~	40	m <sup>3</sup>	150円
		41	~	60	m <sup>3</sup>	170円
		61	~	200	m <sup>3</sup>	200円
		201	~	400	m <sup>3</sup>	250円
		401	~	2,000	m <sup>3</sup>	290円
		2,001	~	10,000	m <sup>3</sup>	350円
		10,001m <sup>3</sup> ~				400円
水道と井戸併用: 水道使用量に基づく料金 + 世帯人員1人につき590円						
井戸のみ : 世帯人員1人につき1,180円						

下水道使用料の計算方法(2ヶ月に1回の検針の場合)

例) 2ヶ月分の使用水量が50m<sup>3</sup>の場合

$$\begin{aligned}
 & (\text{基本料金}(20\text{m}^3) + \text{超過料金}(30\text{m}^3)) \times \text{消費税}(10\%) = \text{下水道使用料}(50\text{m}^3) \\
 & (2,120\text{円} + 150\text{円} \times 20\text{m}^3 + 170\text{円} \times 10\text{m}^3) \times 1.10 = 7,502\text{円} \quad 20
 \end{aligned}$$

**最後に・・・**

**下水道の整備**



**より快適な地域に！**

**受益者負担金制度にご理解とご協力を  
をお願いします。**

